

報告事項イ

県立学校における一般旅客自動車運送無許可バス利用及び不適切な生徒輸送に係る実態調査について

県立学校における一般旅客自動車運送無許可バス利用及び不適切な生徒輸送に係る実態調査について、別紙のとおり報告します。

令和2年10月21日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

県立学校における一般旅客自動車運送無許可バス利用及び 不適切な生徒輸送に係る実態調査について

令和2年10月21日
教育人材開発課

令和2年1月15日（水）に発覚した一般旅客自動車運送無許可バス利用に関して、県立学校における一般旅客自動車運送無許可バス利用に係る実態及び不適切な生徒輸送に係る実態調査を行った結果については、下記のとおりでした。

記

1 実態調査の経緯

県内高等学校部活動における生徒移動手段として、「一般旅客自動車運送無許可バス」を利用した事案が発覚したことから、当該被告への依頼実態を令和2年1月に調査したもの。併せて、上記を含む生徒輸送に係る不適切な事案についても調査したものの。

2 調査対象校

県立学校32校（高等学校24校、特別支援学校8校）

3 調査対象期間

令和元年8月7日から令和2年1月31日まで

（※令和元年6月の事案を受け、一般旅客自動車運送無許可バスの利用禁止の徹底について通知した以降の調査）

4 利用実態

(1) 株式会社いまるに係る一般旅客自動車運送無許可バス利用

県立学校3校（いずれも高等学校）5件

※なお、当該裁判で事実となった期間（令和元年10月12日から令和元年12月1日）に限れば、県立学校1校（いずれも高等学校）2件

(2) 不適切な生徒輸送（※（1）を含む）

県立学校12校（いずれも高等学校）275件（文書訓告または口頭厳重注意の処分）

・マイクロバス等使用による生徒輸送・・・10校144件（文訓38人、口頭2人）

・許可を得ることなく自家用車で輸送・・・8校87件（口頭26人）

・保護者等の自家用車で輸送・・・・・・・・・・6校44件（口頭7人）

校内チェック体制の不備等・・・・・・・・・・10校（口頭10人）

計 38人 45人

5 今後の対応

- ・学校で計画された教育活動や業務において、部活動等の円滑な運営を図るため、やむを得ない場合に限り、安全運行を確保した上で、業務の効率性を図ることを目的に、公務外の自家用車使用、教職員等所有のマイクロバス及びレンタカーについて公務にかかわらず使用可能とする、県立学校教職員の生徒引率自動車の使用に関する取扱いを定める予定。
- ・全ての学校において、年1回（以上）の生徒引率に係る自動車安全運転研修を実施。
- ・教職員等所有のマイクロバス及びレンタカーを利用する教職員は、教育委員会が指定する安全運転のための、中型自動車等の運転に係る安全運転研修を年に1回受講義務。

県立学校教職員の生徒引率自動車の使用に関する取扱いについて

令和2年10月21日
教育人材開発課

1 背景

- ・従前の規定では、自動車による生徒同乗が可能なケースは、生徒の安全を確保するため、公務に限りやむを得ないと認められるときとしており、部活動の練習試合等の引率の際、教職員の自家用車に生徒が同乗することは認められていなかった。
- ・移動は原則公共交通機関又は一般旅客自動車運送許可バスとなっているものの、保護者の経済的負担は大きいため、各教職員が保護者の経済的負担に配慮しながら教育活動を行っている実態がある。
- ・また、平成26年4月1日より貸切バスの運賃・料金制度が改められ、保護者の負担がさらに増加している。
- ・運動部活動大会は、郊外等の公共交通機関がなかったり、利用が困難な会場が多い。

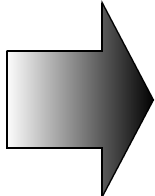
2 見直しの考え方

- ・学校で計画された教育活動や業務において、部活動等の円滑な運営を図るため、やむを得ない場合に限り、安全運行を確保した上で、業務の効率性を図る。
- ・保護者の経済的負担を考慮できる教育活動を企図。

3 生徒引率自動車の使用許可の拡大

学校管理下で行われる教育活動及び業務における出張・旅行	公務による出張（公務）	⇒	公務による旅費支給
	部活動等による生徒引率等（公務外）	⇒	公務による旅費支給対象外

	自家用車	マイクロバス	レンタカー
公務	○	×	×
公務外	×	×	×



	自家用車	マイクロバス	レンタカー
公務	○	○	○
公務外	○	○	○

4 生徒引率自動車の使用許可の範囲

(1) 県立学校教職員の自家用車の生徒引率使用について

- ・公務以外の引率の際、教職員の自家用車に生徒の同乗が可能。
→ 手続は「県立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要項」と同様

(2) 県立学校教職員の中型自動車等の生徒引率使用について

- ・教職員が運転する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に生徒の同乗が可能。
→ 部活動等の顧問や後援会、保護者会が所有するマイクロバスを想定

(3) 県立学校教職員のレンタカーの生徒引率使用について

- ・教職員が運転するレンタカー（大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車）に生徒の同乗が可能。
→ 道路運送法第80条により、国土交通大臣の許可を受けた自家用自動車を有償で貸し渡す事業（レンタカー事業）を業としている業者の自動車を使用

5 安全運転研修について

- ・全ての学校において、年1回（以上）の生徒引率に係る自動車安全運転研修を実施。
- ・4（2）（3）の自動車を利用する教職員は、教育委員会が指定する安全運転のための、中型自動車等の運転に係る安全運転研修を年に1回受講義務。

生徒引率方法の現状と見直し内容について

1 顧問 引率の方法 (1) 教職員（顧問等）

R2. 10. 21 教育人材開発課

	顧問 旅費		公共の交通機関				自家用車		レンタカー（マイクロバス含む）	
			J R	バス	マイクロバス	タクシー	自家用車	マイクロバス	顧問が運転	保護者、外部指導者等の運転
出張	公費支給	県内	○	○	○ ・運転手付きで運送引受書のある場合は可 ・復命で、旅費の調整が必要	○ ・タクシーチケット利用	○ ・通勤、日常生活に利用しているものは可（自家用車登録が必要） ・校長への生徒同乗許可申請、承認が必要	× → ○ →日常生活利用の車両以外も登録許可、必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →所管警察署経由で公安委員会への届出が必要 →研修受講義務	× → ○ →県教委への申請 →必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →研修受講義務	×
		県外	○	○	○ ・運転手付きで運送引受書のある場合は可 ・復命で、旅費の調整が必要	○ ・タクシーチケット利用	○ ・通勤、日常生活に利用しているものは可（自家用車登録が必要） ・県教委への生徒同乗許可申請、承認が必要	× → ○ →日常生活利用の車両以外も登録許可、必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →所管警察署経由で公安委員会への届出が必要 →研修受講義務	× → ○ →県教委への申請 →必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →研修受講義務	×
部活動	公費支給なし	県内	○	○	○ ・運転手付きで運送引受書のある場合は可	○	× → ○ →通勤、日常生活に利用しているものは可（自家用車登録が必要） →校長への生徒同乗許可申請、承認が必要	× → ○ →日常生活利用の車両以外も登録許可、必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →所管警察署経由で公安委員会への届出が必要 →研修受講義務	× → ○ →県教委への申請 →必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →研修受講義務	×
		県外	○	○	○ ・運転手付きで運送引受書のある場合は可	○	× → ○ →通勤、日常生活に利用しているものは可（自家用車登録が必要） →県教委への生徒同乗許可申請、承認が必要	× → ○ →日常生活利用の車両以外も登録許可、必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →所管警察署経由で公安委員会への届出が必要 →研修受講義務	× → ○ →県教委への申請 →必要性を検討した上で、県教委の承認により許可 →研修受講義務	×

(2) 部活動指導員

・教職員（顧問等）と同様の引率が可能

(3) 外部指導者

・生徒の引率は不可

4 (1) の要項

4 (2) の要項

4 (3) の要項

2 その他

・全ての学校において、年1回（以上）の生徒引率に係る自動車安全運転研修を実施